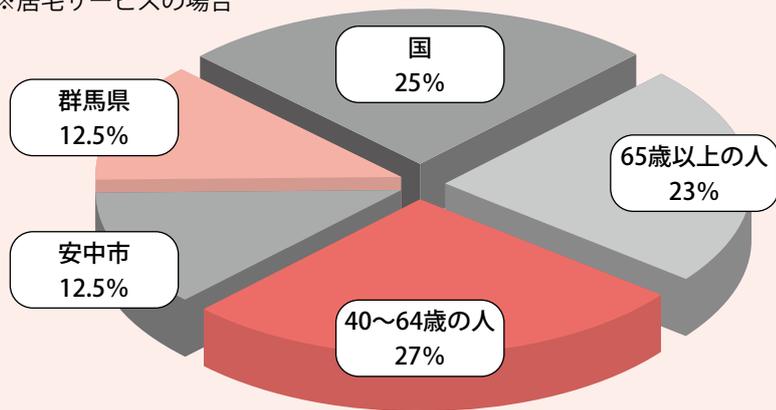


介護保険料の納め忘れはありませんか

介護保険給付の財源

介護保険は、65歳以上の人(第1号被保険者)と40歳から64歳までの人(第2号被保険者)が納める介護保険料と公費(税金)を財源に運営しています。

※居宅サービスの場合



納め忘れはありませんか

介護保険は、寝たきりや認知症などの高齢者に必要な介護サービスを総合的・一体的に提供することで、本人の生活と家族の介護を支援し、社会全体で老後の安心を支える仕組みです。皆さんが負担している保険料は、介護保険を円滑に運営するための大切な財源となりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

◆65歳以上の人(第1号被保険者)の介護保険料の決まり方

介護保険事業の財政の均衡を保つことができるよう算出された基準額をもとに、同一世帯内の住民税課税状況や本人の収入(所得)により保険料が算定されます。

※基準額Ⅱ必要とされる介護サービスの総費用×65歳以上の人の負担分(23%)÷65歳以上の人数

◆65歳以上の人(第1号被保険者)の介護保険料の納め方

年金の受給額が年額18万円未満の人は、市から送られる納付書で納めます。年金の受給額が年額18万円以上の人は、年金からの天引きとなります。た

だし、年金の受給額が年額18万円以上であっても、次のいずれかに該当する人は、年金からの天引きが開始または再開されるまでの間(6ヶ月から1年間)市から送られる納付書で納めます。

- (1) 年度途中で、65歳になった人
- (2) 年度途中で、他の市区町村から転入した人
- (3) 年度途中で、年金の受給が始まった人
- (4) 年度途中で、所得更正等により保険料が減額になった人(年金天引きが中止されます)
- (5) 年度途中で、所得更正等により保険料が増額になった人(増額分を納付書で納めます)
- (6) 年金の一時差し止めや支給停止になった人
- (7) 年金担保の借入れを行った人

◆介護保険料を滞納すると?

保険料負担の公平性を確保するため、督促・催告などを行ってもなお、保険料の滞納が続く場合には、所有財産(給与報酬・預貯金など)の差押えを行うことがあります。また、保険料の滞納がある場合には、介護サービスを利用したときに滞納期間に応じて保険給付が制限されることがあります。

利用者負担の割合が引き上げられるほか、高額介護サービス費などが支給されなくなります。

2年以上滞納すると

保険給付の一部または全部が差し止めとなり、そこから滞納保険料分を差し引くことがあります。

1年6ヶ月以上滞納すると

サービス費用の全額を一旦自己負担し、申請によりあとで保険給付分が支払われます。

1年以上滞納すると

☎ 介護高齢課介護保険係 (☎内線 1186)